

第二号議案

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部改正について

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年七月二十三日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則（昭和三十二年大分県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十条の二の次に次の一条を加える。  
（正規の勤務時間以外の時間における断続的勤務以外の勤務をすることを命ずることができ、時間数の上限等）

第十条の二の二 任命権者は、条例第十三条の二の二第二項の規定により、職員に正規の勤務時間以外の時間における断続的勤務以外の勤務をすることを命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

2 任命権者は、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員に前項の勤務をすることを命ずる場合には、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務することを要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

3 任命権者は、職員（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第二条第二項に規定する教育職員に限る。以下この条において同じ。）に第一項の勤務をすることを命ずる場合には、次に掲げる時間数の範囲内で必

要最小限の当該勤務をすることを命ずるものとする。

- 一 一箇月について四十五時間
- 二 一年について三百六十時間

4 前項の規定にかかわらず、任命権者は、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、職員に臨時的に同項各号に掲げる時間数を超えて第一項の勤務をすることを命ずる必要がある場合には、次に掲げる時間数及び月数の範囲内で必要最小限の当該勤務をすることを命ずるものとする。

- 一 一箇月について百時間未満
- 二 一年について七百二十時間
- 三 一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間において第一項の勤務をすることを命ずる時間の一箇月当たりの平均時間について八十時間
- 四 一年のうち一箇月において四十五時間を超えて第一項の勤務をすることを命ずる月数について六箇月

5 大規模な災害への対応その他避けることのできない事由への対応をするため公務の運営上真にやむを得ない場合において、職員に前二項に規定する時間数又は月数を超えて第一項の勤務をすることを命ずる必要があると任命権者が認める場合には、前二項（当該超えることとなる時間数又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

6 任命権者は、前項の規定により、第三項又は第四項に規定する時間数又は月数を超えて職員に第一項の勤務をすることを命ずる場合には、当該超えた部分の勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該勤務をすることを命じた日が属する当該時間数又は月数の算定に係る一年の末日の翌日から起算して六箇月以内に、当該超えた部分の勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日（令和元年八月一日）から施行する。

(経過措置)

2 令和元年十二月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の第十条の二の二第四項第三号の規定の適用については、同号中「五箇月の期間」とあるのは、「五箇月の期間（令和元年八月以後の期間に限る。）」とする。

提案理由

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和三十二年大分県条例第二十四号）の一部改正に伴い、時間外勤務を命ずることができる時間数の上限等を定めたいので提案する。

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則（昭和三十二年教育委員会規則第三号）新旧対照表

改正案	現行
<p>第一条～第十条の二（略）</p> <p>（正規の勤務時間以外の時間における断続的勤務以外の勤務をすることを命ずることができる時間数の上限等）</p> <p>第十条の二の二 任命権者は、条例第十三条の二の二第二項の規定により、職員に正規の勤務時間以外の時間における断続的勤務以外の勤務をすることを命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。</p> <p>2 任命権者は、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員に前項の勤務をすることを命ずる場合には、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務することを要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。</p> <p>3 任命権者は、職員（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第二条第二項に規定する教育職員に限る。以下この条において同じ。）に第一項の勤務をすることを命ずる場合には、次に掲げる時間数の範囲内で必要最小限の当該勤務をすることを命ずるものとする。</p> <p>一 一箇月について四十五時間</p> <p>二 一年について三百六十時間</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、任命権者は、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、職員に臨時的に同項各号に掲げる時間数を超えて第一項の勤務をすることを命ずる必要がある場合には、次に掲げる時間数及び月数の範囲内で必要最小限の当該勤務をすることを命ずるものとする。</p> <p>一 一箇月について百時間未満</p> <p>二 一年について七百二十時間</p> <p>三 一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間において第一項の勤務をすることを命ずる時間の一箇月当たりの</p>	<p>第一条～第十条の二（略）</p> <p>（新設）</p>

平均時間について八十時間

四 一年のうち一箇月において四十五時間を超えて第一項の勤務をすることを命ずる月数について六箇月

五 大規模な災害への対応その他避けることのできない事由への対応をするため公務の運営上真にやむを得ない場合において、職員に前二項に規定する時間数又は月数を超えて第一項の勤務をすることを命ずる必要があると任命権者が認める場合には、前二項（当該超えることとなる時間数又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

六 任命権者は、前項の規定により、第三項又は第四項に規定する時間数又は月数を超えて職員に第一項の勤務をすることを命ずる場合には、当該超えた部分の勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該勤務をすることを命じた日が属する当該時間数又は月数の算定に係る一年の末日の翌日から起算して六箇月以内に、当該超えた部分の勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

第十一条～第十一条の二 (略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 令和元年十二月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の第十条の二の二第四項第三号の規定の適用については、同号中「五箇月の期間」とあるのは、「五箇月の期間（令和元年八月以後の期間に限る。）」とする。

第十一条～第十一条の二 (略)

## 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部改正について

### 1 改正理由

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和32年大分県条例第24号。以下「条例」という。）について、現在開会中の大分県議会令和元年第2回定例会に、民間労働法制における時間外労働の上限規制等の導入並びに国及び各県の勤務時間制度との均衡を考慮して職員の時間外勤務等に関し必要な事項を定める一部改正条例の議案が提案されている。同議案の議決の上は、改正後の規定に基づき、長時間労働の是正に向けた働き方改革を一層推進する観点から、時間外勤務を命ずることができる時間数の上限等に関する規定を新設するもの

### 2 改正内容

条例第13条の2の2第3項の規定に基づき、時間外勤務を命ずることができる時間数の上限等を下記のとおり規則で定めるもの

#### 【規則の概要】

- ① 時間外勤務を命ずる場合は、職員の健康及び福祉を害しないよう考慮すること。
- ② 時間外勤務命令は、原則として1箇月45時間以内、1年360時間以内の範囲で必要最小限とすること。
- ③ 通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に上記②の上限時間を超えて勤務させる必要がある場合は、1箇月100時間未満、1年720時間以内（複数月では平均80時間以内）
- ④ 大規模な災害への対応その他避けることのできない事由への対応をするため公務の運営上真にやむを得ない場合については、上限時間の設定なし  
（ただし、限度時間を超えた要因の整理、分析及び検証が必要）

#### ※ 対象となる職員

- ⇒ 教育職員（労基法第三十三条第三項適用者）  
教育職員以外（事務職員、学校栄養職員、司書等）については、労基法第三十三条第三項の適用から外れ、労基法第三十六条第一項による協定に基づき時間外勤務を命ずるため、今回の規則の適用除外となる。

#### ※ 「通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に・・・限度時間を超えて勤務させる必要がある場合」の具体例

- ⇒ 1 校外実習その他生徒の実習に関する業務  
2 修学旅行その他学校の行事に関する業務  
3 職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。）に関する業務  
4 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務  
※ 以上のいわゆる「超勤4項目」の業務について一時的・突発的に業務量が増える場合

#### ※ 「大規模な災害への対応その他避けることのできない事由への対応をするため 公務の運営上真にやむを得ない場合」の具体例

- ⇒ 大規模な災害への対応のほか、緊急かつ避けることのできない業務  
（その範囲は必要最小限とし、恒常的なものは認めない。）

### 3 施行期日

令和元年8月1日（条例の施行日）